

市内 指定障害児通所支援事業者 代表者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なとなる G ビズ I D の事前取得について（依頼）

日頃から本市障害児福祉保健施策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。こども性暴力防止法、以下「法」という。）は、令和 8 年 12 月 25 日に施行されます。法が施行されると、こどもに対する性暴力を防止する観点から、障害児通所支援事業者は、こどもと接する業務に従事する者について、法に基づく犯罪事実確認を行い、特定性犯罪前科の有無を確認し、特定性犯罪前科が確認された従事者については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、配置転換等の雇用管理上の措置が求められることとなります。**（法に定める義務です。）**

上記の法に基づく犯罪事実確認などの全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」（以下「システム」という。）を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「G ビズ I D」を用いてシステムにログインすることが求められます。

その前段階として、なりすまし防止、セキュリティ確保等を図るため、**G ビズ I D の取得が必要****です。**

つきましては、**事業所を設置・運営する法人の代表者**は、下記を御参照の上、速やかに、G ビズ I D（プライム）を取得するよう、お願いします。

なお、G ビズ I D（プライム）の取得には、「オンライン申請」と「書類郵送申請」があります。「書類郵送申請」の場合、発行期間は原則 2 週間以内とされていますが、想定以上に時間がかかる可能性もありますので、早めにお手続きをお願いします。

### 1 対象事業者

横浜市内に所在する指定障害児通所支援事業所を設置・運営する法人

### 2 G ビズ I D の事前登録期限

令和 8 年 3 月 31 日まで

### 3 G ビズ I D の事前登録方法

G ビズ I D（プライム）の取得申請の方法については、デジタル庁の Web サイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」を参照し、同サイトから申請いただくようお願いします。

※ G Biz ID（プライム）は法人代表者のアカウントです。事業所ごとに作成することはできません。

（G Biz ID（プライム）取得申請サイト）

[https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account\\_select.html](https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html)

なお、G Biz IDの事前登録には、必ず以下の資料をお読みください。

（ご利用ガイド）

法人の場合

G Biz IDクイックマニュアルG Biz IDプライム編（法人代表者）

[QuickManual\\_Prime\\_online.pdf](#)

G Biz IDクイックマニュアルG Biz ID（メンバー（第一管理者））

[QuickManual\\_Member.pdf](#)

（G Biz IDよくある質問）

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

（G Biz ID解説動画）

<https://pr.gbiz-id.go.jp/movie-gallery/index.html>

#### 4 今後の流れ（予定）

神奈川県がG Biz IDを含む事業者情報を取りまとめ、こども家庭庁に提出する予定です。

今後、横浜市内の事業所については横浜市からG Biz IDを含む事業者情報を確認させていただく予定です。

詳細は、改めて御連絡します。

#### 5 問い合わせ

申請方法や技術トラブルなど、G Biz IDに関するお問合せは「G Biz ID ヘルプデスク」にお問い合わせください。

（G Biz ID ヘルプデスク）

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

電話番号：0570-023-797

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

【担当】横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4274 FAX：045-663-2304

メール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp